

# 豊後高田市新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

令和6年10月

豊後高田市教育委員会

## 目 次

### ○ 方針策定の趣旨

## I 新たな地域クラブ活動

### 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

#### (1) 指導者

##### ① 指導者の質の保障

##### ② 指導者の量の確保

##### ③ 教師等の兼職兼業

#### (2) 活動場所

#### (3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

### 2 学校との連携等

## II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

#### (1) 休日の活動の在り方等の検討

#### (2) 検討体制の整備

#### (3) 段階的な体制の整備

### 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

### 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

## 豊後高田市の新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針策定の趣旨等

- 本方針は、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すとともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、市の考え方を示すものである。
- 学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。  
その際、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、さらに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。
- 市教育委員会は、本方針に基づく各学校の取組について、定期的に状況を把握し、課題解決に向けて継続的な取組を行う。

### I 新たな地域クラブ活動

#### 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

##### (1) 指導者

##### ① 指導者の質の保障

###### 【地域スポーツクラブ活動】

ア 市は、生徒にとってふさわしい地域スポーツ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保するとともに、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 指導者は、スポーツに精通したスポーツドクターや有資格のトレーナー等と緊密に連携するなど、生徒を安全・健康管理等の面で支える。

ウ 市及びスポーツ団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合への対応について、公益財団法人日本スポーツ協会等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処する。

###### 【地域文化芸術クラブ活動】

ア 市は、生徒にとってふさわしい文化芸術に親しむ環境を整備するため、各地域において、専門性や資質・能力を有する指導者を確保する。また、文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進める。

イ 文化芸術団体等は、指導者の質を保障するための研修等実施の際、これまでの文化部活動の意義や役割について、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携をしつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができるように留意し、特に、練習が過度な負担とならないようにするとともに、生徒の安全の確保や暴言・暴力、行き過ぎた指導、ハラスメント等の行為も根絶する。

ウ 市及び文化芸術団体は指導者に当該行為が見られた場合への公平・公正な対処について、各団体等と連携しながら対応する仕組みの検討等を進める。さらには、文化芸術活動で留意する必要がある著作権について研修等を行い、地域における文化芸術活動の中で指導者の理解を深める。

## ② 指導者の量の確保

ア 市及び地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 市は、市内におけるスポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備し、指導者の配置を支援する。市は県と連携し人材バンクを整備する。

## ③ 教師等の兼職兼業

ア 市教育委員会は、国が示す手引き等も参考としつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 市教育委員会は、兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられないことがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し労務管理に努める。

## (2) 活動場所

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校も活用する。

イ 市は、学校施設の管理運営については、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

ウ 市は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行う。

エ 市及び学校は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校、行政、関係団体による協議会等を通じて、地域クラブ活動の際の利用ルール等を策定する。

## (3) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定する。

イ 市は、地域クラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域クラブ活動への参加費用の支援等の取組を進める。

ウ 市は、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施

設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。

エ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

## 2 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、協議会等の場を活用し、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ 市は、地域クラブ活動が適正に行われるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の取組状況を適宜把握し、必要な指導助言を行う。

エ 市教育委員会及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

## II 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行といった新たなスポーツ・文化芸術環境の整備を進めるに当たっては、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組む必要があり、ここでは、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化に資するよう、その進め方や検討体制、スケジュール等について示す。市においては、市の実情に応じ、関係者の共通理解の下、取組を進めていくこととする。

### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

#### (1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。

イ 平日における環境整備については、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進する。

#### (2) 検討体制の整備

ア 市は、市長部局や教育委員会、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる協議会等を設置し、アンケートなどを通じて生徒のニーズを適宜把握しつつ、新たなスポーツ・文化芸術

術環境の整備方法等を検討し、実行する。また、協議会等における検討状況等については、随時ホームページ等で公開する。

イ 市の体育協会や文化協会は、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組の助言・支援を行う。

ウ 市の競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、中央競技団体等の支援や助言を受けつつ、各競技種目の指導者の養成・派遣や活動プログラムの提供などにより、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に参画する。

エ 学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性と実績を生かし、地域スポーツ・文化芸術環境の整備に関して、県及び市町村の関係部署や地域におけるスポーツ・文化芸術団体等と協力・協働する。

## 2 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進

ア 休日の中学校の部活動は、令和7年度末までに改革推進期間として地域クラブ活動へ移行することを目指す。ただし、地域の実情等により移行できない場合にあっては、合同部活動（拠点型部活動）の導入や部活動指導員・外部指導者を適切に配置し、教師が直接休日の指導や大会引率に従事しない体制を構築するとともに、生徒の活動環境を確保すること。

イ 市において、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行っていくため、「市の方針」策定等により、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を進める。

ウ 市は、改革推進期間終了後において、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、継続して地域のスポーツ・文化芸術環境の充実に取り組む。

エ 「市の方針」は改革推進期間終了後、見直しを行う。

## 3 地方公共団体における総合的・計画的な取組

市は、推進計画の策定等により、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。